

自然科学研究機構生理学研究所毒物及び劇物等管理規則

平成16年4月1日
生研規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）を遵守し、自然科学研究機構生理学研究所（岡崎共通研究施設にあっては、生理学研究所が緊密な連携及び協力を行う研究施設を含む。以下「研究所」という。）における毒物及び劇物等（以下「毒劇物等」という。）の適正な管理に関して必要な事項を定めることにより、安全の確保及び災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「毒劇物等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 法別表第一、第二及び第三並びに毒物及び劇物指定令（昭和40年政令第2号）に規定する物質
 - 二 その他人体に有害な影響を与えると認められるもので、研究所長が別に定める物質
- 2 この規則において、「職員等」とは、次の各号に掲げるもののうち前項に定める物質を取り扱う者をいう。
- 一 研究所に勤務する大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年自機通則第1号）第6条第1項及び第2項に定める者
 - 二 大学共同利用機関法人自然科学研究機構来訪研究員規程（平成16年自機規程第18号）第2条に定める者
 - 三 大学共同利用機関法人自然科学研究機構共同研究取扱規程（平成16年自機規程第20号）第2条第3項に定める者
 - 四 大学共同利用機関法人自然科学研究機構受託研究員等規程（平成16年自機規程第24号）第2条に定める者
 - 五 大学共同利用機関法人自然科学研究機構産学官連携研究部門に関する規程（平成31年自機規程第119号）第7条第1項に定める者
 - 六 自然科学研究機構基礎生物学研究所特別共同利用研究員受入規則（平成16年基研規則第22号）第2条に定める者
 - 七 研究所に受け入れた総合研究大学院大学の学生
 - 八 その他研究所長が特に指定した者

(毒劇物等管理責任者等の指定)

第3条 研究所の毒劇物等を取り扱う研究部門及び研究施設（以下「部門等」という。）ごとに、毒劇物等の取扱いに係る監督を行い、必要に応じて関係者に勧告及び指示を行う毒劇物等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、部門等の長とする。
- 3 管理責任者は、管理責任者が出張、休暇等によりその職務を行うことができない場合には、あらかじめ管理責任者代理を置かなければならない。
- 4 部門等ごとに、管理責任者の指示のもとで直接毒劇物等の管理監督を行う毒劇物等管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置くものとする。
- 5 管理責任者は、前2項の規定に基づき、管理責任者代理及び管理担当者を指定、変更又は廃止したときは、毒劇物等管理責任者代理等届出書（別紙様式第1号）を技術課長、安全衛生担当主幹を通して、速やかに研究所長に届け出なければならない。

(保管の方法)

第4条 管理責任者は、次の各号に掲げる方法により、毒劇物等を保管しなければならない。

一 毒劇物等の保管庫は、専用の金属製ロッカー等によるものとし、一般薬品の保管庫と区別する。

二 毒劇物等の保管数量は、極力必要最小限度に留める。

三 保管庫には、盗難防止のため常時施錠を行うこととし、鍵の保管については、管理責任者が責任をもって管理する。

四 保管庫、容器及び被包には、法の定めるところにより、外部から識別できるよう「医薬用外」の文字を表示し、更に、毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字をそれぞれ表示する。

五 保管庫及び保管庫内の容器等については、地震その他の災害に備え、転倒、破損等を防ぐための措置を講ずる。

(毒劇物等の受入れ及び払出し等)

第5条 管理責任者は、部門等において毒劇物等を購入、移管その他の方法により受け入れた場合は、化学物質管理システム（以下「CRIS」という。）に登録し、保管管理の適正化を図るものとする。

2 管理責任者及び管理担当者は、職員等に研究以外の目的で毒劇物等を払い出してはならない。

3 毒劇物等を使用する職員等は、管理責任者又は管理担当者の指示に従い、CRISに毒劇物等の使用量及び残量を記録しなければならない。

4 管理責任者は、四半期に一度以上は保管している毒劇物等の数量をCRISと照合し、確認しなければならない。

5 管理責任者は、毒劇物等を移管又は譲渡等により移動させる場合は、自然科学研究機構固定資産管理規則（平成16年自機規則第6号）に準じて行うものとする。

(緊急時の措置)

第6条 毒劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、若しくははしみ出、又は盗難され、若しくは紛失した場合において、これを発見した者は、直ちに管理責任者に通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報を受けたときは、必要に応じて毒劇物等事故届出書（別紙様式第2号）を技術課長、安全衛生担当主幹を通して、直ちに研究所長へ届け出るとともに、研究所長の指示により保健所、警察署又は消防署に届け出なければならない。

(廃棄処理)

第7条 管理責任者は、使用の見込みがない毒劇物等については、速やかに廃棄しなければならない。

2 管理責任者は、毒劇物等を廃棄するに当たっては、法及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）に定める基準に従って行うものとする。

(点検)

第8条 研究所技術課長は、次の各号に掲げるときは、毒劇物等の保管状況について点検し、その結果を安全衛生担当主幹を通して、研究所長へ報告するものとする。

一 年一回以上

二 第3条第4項の規定に基づき、管理責任者を変更又は廃止したとき。

三 その他必要と認めるとき。

2 管理責任者、管理担当者及び岡崎統合事務センター財務部調達課（以下「調達課」という。）は、前項の点検に協力しなければならない。

(改善の措置)

第9条 管理責任者及び管理担当者は、前条の点検の結果、改善指導を受けた場合は、これに従わなければならない。

2 研究所長は、管理責任者及び管理担当者が前項の改善指導に従わないとき又はこの規則に定める事項が守られる見込みがないと認められるときは、その部門等における毒劇物等の使用を禁ずるものとする。

(所掌)

第10条 研究所における毒劇物等の所掌事務は、研究所技術課と相互に協力の上、調達課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、規則の実施に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。ただし、第5条第1項、第3項及び第4項の規定にあつては、当面の間、紙媒体によることも可とし、できる限り速やかにCRISへ移行するものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

毒劇物等管理責任者代理等届出書

生理学研究所長 殿

管理責任者
氏 名

自然科学研究機構生理学研究所毒物及び劇物等管理規則第 3 条第 5 項の規定に基づき、
下記のとおり毒劇物等の管理責任者代理等を指定（変更）しましたので、届け出ます。

記

1 異動区分 新規・更新・廃止

2 異動年月日 年 月 日

3 管理責任者等

区 分	新	旧
所 属		
管理責任者代理氏名		
管理担当者氏名		

注・新規の場合は、「旧」欄に斜線を引き、廃止の場合は、「新」欄に斜線を引いてください。

4 保管庫の場所等

部屋番号				
物品番号				
数 量				

注・この届出書は、研究所の技術課長の確認を経て、調達課に提出してください。

(技術課長確認日： 年 月 日)

(安全衛生担当主幹確認日： 年 月 日)

年 月 日

毒 劇 物 等 事 故 届 出 書

生理学研究所長 殿

管理責任者
所 属
氏 名

自然科学研究機構生理学研究所毒物及び劇物等管理規則第6条第2項の規定に基づき、
下記のとおり届け出ます。

記

品 名	(毒物・劇物)
数 量	
発生年月日	年 月 日 盗難・紛失・事故
事 由	
添付書類	

注・この届出書は、研究所の技術課長の確認を経て、調達課に提出してください。

(技術課長確認日： 年 月 日)

(安全衛生担当主幹確認日： 年 月 日)